

海 監 査 2 5 号
令和5年10月3日

請求人 (略) 様

海田町監査委員 永 海 房 雄
同 大高下 光信

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和5年8月24日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

本件請求書において、請求人は、町が、将来の広島市安芸消防署の建て替えに際し、移転先を海田中学校用地とすることに広島市と同意したが、消防署用地を6,000㎡としたことは著しく過大であること、広島市が消防署用地として占有、実質的に所有するにも係わらず、消防署用地の分筆、登記を行わないことは手続きに不備があり、不当な財産の処分に該当すると主張しているものと解される。

このことから、広島市との協議をやり直して、消防署用地は必要最小限に留めること、場合によっては広島市持分の買取交渉に応ずる若しくは進めること、消防署用地は必ず分筆すること及び海田町に与える損害賠償額を町長は費用弁償することを請求している。

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるとき（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）は、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

最高裁平成2年4月12日判決は、「住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法第242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである」と判示している。

また、同判決では、「訴えが適法といえるためには、上告人らの行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない」とし、財務会計上の財産管理行為とは「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする」ものであると判示している。

これらの考え方は住民監査請求においても同様であると解されるところ、請求人の主張する①消防署用地を6,000㎡としたこと②消防署用地の分筆登記を行わないことは、いずれも上記の最高裁判決でいう「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」には当たらない。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の対象となる、財務会計上の行為又は怠る事実を摘示しているものとは認められず、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。